

■ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算【新設】 ※算定される医療機関様のみ

令和5年4月より、オンライン資格確認等システムの導入が原則として義務付けられること等を踏まえ、患者情報等の活用に係る現行の評価を廃止し、初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価が新設されました。

【令和4年9月以降廃止になる加算】

	名称	点数
111015170	電子的保健医療情報活用加算(初診)	7点
111015270	電子的保健医療情報活用加算(初診)(診療情報等の取得が困難等)	3点
112024610	電子的保健医療情報活用加算(再診)	4点
112024810	電子的保健医療情報活用加算(外来診療料)	4点

【令和4年10月より新設される加算】

	名称	点数
111015970	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(初診)	4点
111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(初診)	2点
113045070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(医学管理等)	4点
113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(医学管理等)	2点

<施設基準> ※届出不要

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求(オンライン請求)を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項を当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。

イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

ウ 初診時の標準的な問診票の項目は別紙様式54(3頁参照)に定めるとおりであり、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する
保険医療機関は、患者に対する初診時間問診票の項目について、
別紙様式54を参考とする。

<算定方法>

初診に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、月1回に限り所定点数を算定できる。

※小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料及び外来腫瘍化学療法診療料についても同様。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(2点)を算定する要件(主なもの)

- ・薬剤情報等を取得し活用した場合。
- ・薬剤情報等を取得しようとしたが情報がなかった場合。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(4点)を算定する要件(主なもの)

- ・薬剤情報等を取得しなかった場合。
- ・薬剤情報等を取得しようとしたが、患者の同意が得られなかった場合。
- ・薬剤情報等を取得しようとしたが、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合。
- ・薬剤情報等を取得しようとしたが、患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合。

施設基準は満たしているが算定できない場合

- ・情報通信機器を用いて初診を行う場合。
- ・往診で初診を行う場合。

施設基準としてオンライン資格確認システムにて運用開始日の登録を行うことが望ましい。

別紙:厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf>

※算定開始日につきましては、審査機関等に確認を行って下さい。

<入力方法>

(例1) 初診料に加算する場合

診区	入力コード	名称	数	単価	合計
11	a	* 初診料			
	111013770	機能強化加算 (初診)			
	111014870	外来感染対策向上加算 (初診)			
	111014970	連携強化加算 (初診)			
	111015070	サーベイランス強化加算 (初診)			
	111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 (初診)	380 X 1	380	

初診料の最終行に入力します

医療機関毎に表示項目は異なります

(例2) 小児科外来診療料に加算する場合

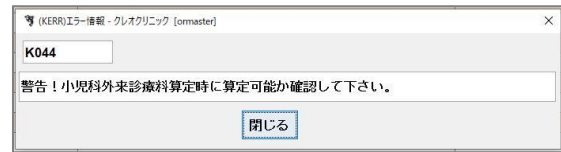
診区	入力コード	名称	数	単価	合計
13	113003510	* 小児科外来診療料 (処方箋を交付) 初診時			
	113028870	機能強化加算 (初診) (小児科外来診療料)			
	113033790	外来感染対策向上加算 (医学管理等)			
	113033890	連携強化加算 (医学管理等)			
	113033990	サーベイランス強化加算 (医学管理等)	689 X 1	689	
13	113045170	* 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 (医学管理等)	2 X 1	2	

小児科外来診療料の最終行に入力します

医療機関毎に表示項目は異なります

※例2の入力を行うと

警告が表示される場合がありますが、算定可能であれば「閉じる」を押して入力続けて下さい。



<初診時間診票> (URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf>)

別紙様式54を参考とすること。

(別紙様式 54)

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

- マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
- 他の医療機関からの紹介状を持っているか
- 本日受診した症状について
 - ・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているか
 - ・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか (マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能)
 - ・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか (入院や手術を要する病気等)
 - ・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診 (特定健診及び高齢者健診に限る) を受診したか (マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能)
 - ・・・受診時期、指検事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
 - ・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか (女性のみ)
 - ・・・妊娠週数 等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和4年9月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関 (医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関) であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

(記載例)

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時) 加算1・4点、加算2・2点(マイナ保険証を利用した場合)